（参考様式７）

**介護保険法第１１５条の４５の５第２項の指定基準を満たす旨の誓約書**

令和　　年　　月　　日

松浦市長　　　　　　様

所在地

申請者

名　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定申請に当たり、申請者が、介護保険法第１１５条の４５の５第２項の指定基準を満たす者であることを誓約します。

また、指定を受けた場合は、当該基準に従って適正に第１号事業（自立支援ホームヘルプ・自立支援デイサービス事業）を行うことを、併せて誓約します。

記

|  |
| --- |
| 【介護保険法　第１１５条の４５の５第２項】（指定事業者の指定）第１１５条の４５の５ 　第１１５条の４５の３第１項の指定（第１１５条の４５の７第１項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第１号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。２　市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第１号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。【介護保険法施行規則　第１４０条の６３の６】（法第１１５条の４５の５第２項の厚生労働省令で定める基準）第１４０条の６３の６ 法第１１５条の４５の５第２項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。１ 第１号事業（第１号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第４号）附則第２条第３号もしくは第４条第３号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護もしくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準ロ－ハ　略２ 略【松浦市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則】第１条・第２条　略（申請者の要件）第３条　指定第１号事業の指定の申請をすることができる事業者は、法人とする。　（一般原則）　第４条　第１号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。　２　第１号事業者は、第１号事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。第５条－第６５条　略 |